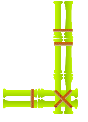




木守少年剣志会参加要綱



1 総 則

(1) 名 称

本会は「木守少年剣志会」(きまもりしょうねんけんしかい)と称する。

(2) 目 的

本会は、定期的な稽古会の実施により、少年剣士の練度向上を図ることを目的とする。

2 会員及び役員等

(1) 会 員

本会の会員は次をもって構成する。

ア 会の趣旨に賛同し、入会を希望する道場等

イ 会の運営のため入会を依頼され承諾した道場等

(2) 会 長

本会の会長は次の者とする。

東入間剣道連盟理事長

剣道教士七段 山 下 美津男 先生

埼玉県入間郡三芳町藤久保 1 1 0 8 - 5 8

(3) 事務局

ア 本会の事務局を「優心塾川井道場後援会」会長職宅におく。

イ 現任後援会長 西 澤 慶 威

埼玉県新座市池田 4 - 4 - 1 1

0 4 8 (4 8 2) 2 2 0 2

3 稽古会実施要領

稽古会の実施要領は次のとおりとする。

(1) 1チームにつき、審判のできる監督を1名配置する。

(2) 1チームにつき、審判補助及びその他稽古進行補助のため、保護者2名を配置する。

(3) 1チームにつき、審判旗1セット、紅白たすき1セット及びストップウォッチ1個を準備する。

(4) 小学生編成1チームにつき、運営費として1, 500円を納めるものとする。

(5) 中学生編成1名につき、運営費として300円を納めるものとする。